

論点整理①
～垂直的共存～

財務省

2023年9月5日

これまでの議論の経緯

- 経済・社会のデジタル化が進む中、2019年にいわゆる「グローバル・ステーブルコイン構想」が示されたこと等を契機として、主要国においてCBDCの検討が本格化。
- 国際的な議論の主な動向としては、G7が2021年に「リテールCBDCに関する公共政策上の原則」を公表。主要国において、明確な発行判断を行った国はないものの、それぞれ調査・研究を進めている。
- 日本においても、日本銀行が概念実証・パイロット実験を通じて技術検証を進めている。

2020/10 日本銀行「中央銀行デジタル通貨に関する取組方針」公表
2021/4～ 日本銀行 概念実証（フェーズ1）の開始（～2022/3）

2022/4～ 日本銀行 概念実証（フェーズ2）の開始（～2023/3）
2022/5 日本銀行連絡協議会「中間整理」公表

2023/4～ 日本銀行 パイロット実験開始
2023/4～ 財務省 CBDCに関する有識者会議にて議論
2023/6 「経済財政運営と改革の基本方針2023」等の決定

2019 グローバル・ステーブルコインの構想
2019末～ 中国人民銀行 パイロット実験開始（順次拡大）

2021/7～ 欧州中央銀行（ECB） 調査フェーズの開始
2021/10 G7「リテールCBDCに関する公共政策上の原則」公表

2022/1 米国FRB ディスカッションペーパー公表

2022/9 米国財務省「通貨と決済の未来」公表
2022/9 ECB 調査フェーズ進捗報告書公表
2022/12 ECB 調査フェーズ第2次進捗報告書公表

2023/2～ 英国財務省・イングランド銀行 市中協議開始
2023/4 ECB 調査フェーズ第3次進捗報告書公表

2023/6 欧州委員会 デジタルユーロ規則案公表
2023/7 ECB 調査フェーズ第4次進捗報告書公表

目的・意義

- 主要国におけるCBDCの目的・意義は区々であるが、デジタル時代における中央銀行マネーへのアクセスを確保することを通じて、通貨主権と通貨・金融の安定性の確保、国内決済の強靱化・効率化、クロスボーダー決済の改善、金融包摂を目指す点で概ね共通している。



- デジタルユーロは、デジタル時代における決済システムのアンカーとして公的通貨の役割を維持するものである。…中央銀行マネーは、通貨のアンカーを提供することで、**正しく機能する決済システム・金融安定性・通貨の信頼を維持するために重要な役割**を果たす。これは**金融政策の伝達の維持と通貨価値の維持のための前提条件**である。
- デジタルユーロは、あらゆるデジタル決済に利用でき、欧州の社会的な目的に合致し、欧州のインフラに基づく欧州の決済手段を提供することにより、**欧州の戦略的自律性と経済効率性にも貢献**する。
- デジタルユーロは、**金融包摂を向上**させる観点から、現在デジタル決済手段へのアクセスを持たない、ないし限定されている方々にとって入手可能なものにしなければならない。



- 米国CBDCは、**より効率的で、更なる技術革新の基礎を提供し、より効率的なクロスボーダー取引を促進し、環境的に持続可能な決済システムに貢献**する。また、幅広い消費者のアクセスを可能にすることで**金融包摂と公平性を促進**する。
- 米国CBDCは、**安全保障へのインプリケーション**も持ちうるものであり、グローバル金融における米国のリーダーシップの維持と制裁の実効性の確保に資するよう設計されるべきである。



- デジタルポンドは、これまで以上にデジタル化する経済において中央銀行マネーが利用可能かつ有用であることを維持することで、引き続き**英国の通貨・金融の安定性を支える**とともに、グローバル金融システムが変化する中で**英国の通貨主権を守る**。民間部門のイノベーションのためのプラットフォームを提供することで、**決済における選択肢・競争・効率性・イノベーションを更に促進**する。英国における**決済の強靱性・機能性に更なる便益**ももたらさうる。
- デジタルポンドの動機は他にもある。**金融包摂の支援・国内決済の強靱性の向上・クロスボーダー決済の改善**である。

(出所) 本頁以降、主要国の考え方として参照しているものは主に以下のとおり (訳は仮訳)。

欧州：ECB 調査フェーズ進捗報告 (1次~4次) “Progress on the investigation phase of a digital euro” (2022/9, 2022/12, 2023/4, 2023/7)

米国：FRB ディスカッションペーパー “Money and Payments: The U.S. Dollar in the Age of Digital Transformation” (2022/1)

財務省 「通貨と決済の未来」報告書 “Future of Money and Payments” (2022/9)

英国：イングランド銀行／財務省 市中協議 “The digital pound: a new form of money for households and businesses?” (2023/2)

利用イメージ

- 主要国が想定するCBDCの利用イメージとしては、スマートフォンアプリないしカードを用いて、個人間での送金や個人が企業に支払いを行うことが想定されているほか、政府・個人間の支払も想定されている。
- なお、プログラマビリティは利便性を向上させるものではあるが、通貨の一様性を失わせることから、否定的な立場も一部見られることに留意が必要。

- 
- **eコマースや実店舗における決済と個人間決済**は、デジタルユーロのユースケースとして優先される自然な候補である。また、**政府と個人間の支払**（例：福祉手当の支払、納税）にも利用されうる。
 - エンドユーザーは、決済サービス提供者（PSP）の**既存のオンラインアプリまたはユーロシステムのアプリを通じてデジタルユーロにアクセス・使用**することができる。…**実店舗における決済**では**QRコードとNFCによる非接触決済が想定**される。
 - **プログラマブルマネー（≠条件付き決済）**は、**特定の財／サービスのみを購入できる、または特定の期間／地域のみで利用できるデジタルユーロ**である。**他の形態の通貨への1対1での交換可能性がない**ため、ユーロシステムの結論としては、**デジタルユーロはプログラマブルマネーとしない**。

- 
- リテール型CBDCは、**低額取引**において、利便性がより高い、紛失・窃盗リスクがより低いなど、ユーザーが望む特徴を持つ範囲で、**現金に代わって利用**されうる。また、**オンラインでの購入や自動的な請求書払い、その他の金融取引**において、**クレジットカード・デビットカードの代わりに利用**される可能性もある。
 - **プログラマビリティは、追加的なリスクをユーザーに与える可能性**がある。そのため、プログラマビリティの使用については、こうしたリスクが十分に軽減されるか、**慎重に評価**されるべきである。

- 
- デジタルポンドは、**個人から企業への決済（「実店舗」と「オンライン」の両方）と個人間決済（友人への送金）**をサポートする。家計とビジネスが日常での支払（対面・オンライン）において利用できるように設計される。
 - **スマートフォンやスマートカード、eコマースのウェブサイト／アプリ、POS機器を通じて、デジタルポンド決済を行う**ことができるべきである。大半のユーザーは、スマートフォン上のウォレットを通じて、デジタルポンドにアクセスすることが予想される。
 - **プログラマビリティ（例：用途制限、スマートコントラクト）は機能性を高めるものであるが、CBDCの一様性を害し、ユーザーの不信を招きうるため、財務省・イングランド銀行としては追求しない**。…ただし、**仲介機関がユーザーの同意の下、こうした機能を実行することは認める**。

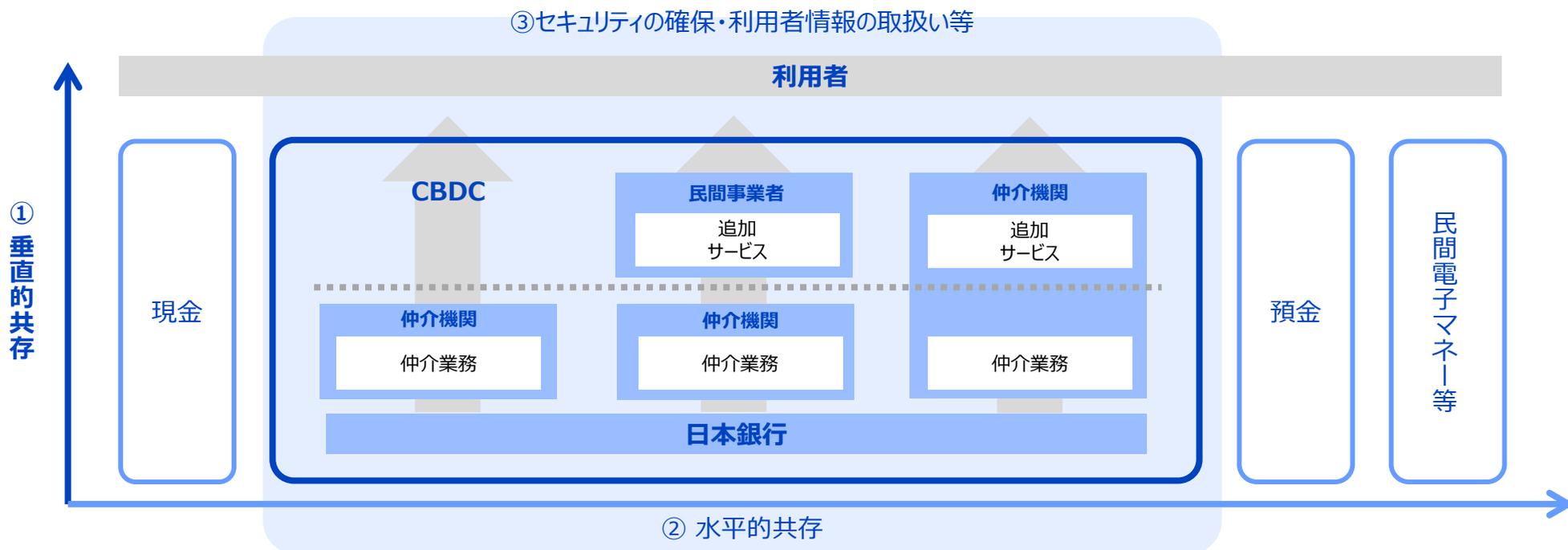
論点と今後の進め方

- 今後、「制度設計の大枠」の整理に向けて、「骨太方針2023」等に基づき、
 - ① 垂直的共存（日本銀行と仲介機関の役割分担）
 - ② 水平的共存（CBDCと他の決済手段の役割分担）
 - ③ セキュリティの確保と利用者情報の取扱い等の論点について、基本的な考え方や考えられる選択肢等を明らかにする方向で議論。

◆「経済財政運営と改革の基本方針2023」（2023年6月16日閣議決定）（抄）

CBDCについて、政府・日本銀行は、年内目途の有識者の議論の取りまとめ等を踏まえ、諸外国の動向を見つつ、制度設計の大枠^{【脚注】}を整理し、発行の実現可能性や法制面の検討を進める。

【脚注】 民間事業者と日銀の役割分担、CBDCと他の決済手段との役割分担、セキュリティの確保と利用者情報の取扱い等の論点について 基本的な考え方や考えられる選択肢等を明らかにする。



本日御議論いただきたいこと（垂直的共存）

論点 1 : 二層構造

論点 2 : 日本銀行の役割

論点 3 : 仲介機関の役割

論点 4 : 仲介機関の範囲と規制のあり方

論点1：二層構造

- 日本銀行は、現金の流通に関し、利用者と直接取引することなく、民間金融機関を通じて行っている。
- CBDCについても、現金同様、日本銀行が利用者の多様なニーズに直接対応することは現実的ではないと考えられることから、民間部門である仲介機関が日本銀行と利用者の上に立ってCBDCの授受を仲立ちする（間接型の発行形態）といった「二層構造」とすることが適当ではないか。



- ユーロシステムは、デジタルユーロの発行と決済を完全にコントロールしなければならない。これを実現する最善の方法として、**ユーロシステムが決済を行い、監督された仲介機関がデジタルユーロをエンドユーザーに流通させる。**
- **監督された仲介機関は、デジタルユーロのエコシステムにおいて、エンドユーザーと接する全ての役割に責任を持つ。**



- 米国において**実現可能性が高いリテール型米国CBDCモデルは二層システム**で、世界の多数派の法域が検討しているものと整合的である。
- **連邦準備制度は米国CBDCを発行・還収する一方、米国CBDCの流通は連邦準備制度の口座保有に適格である仲介機関によって管理され、決済サービスは仲介機関や他の民間セクター参加者によって管理される。**これは、紙の通貨が商業銀行を通じて流通する仕組みと類似する。



- **イングランド銀行は、デジタルポンドと「コア台帳」を含む主要なインフラを提供する。民間セクターの企業は、デジタルポンドの主要インフラに組み込まれ、中央銀行とユーザー間のインターフェースを提供する。**

論点2：日本銀行の役割

- 日本銀行は、CBDCを自らの負債として一元的に発行することから、その記録・確認を正確に行うための仕組み（台帳等）の管理を行うことが適当ではないか。
- 具体的な台帳設計を含む技術面のあり方については、日本銀行における概念実証・パイロット実験の結果や今後の技術動向等を踏まえつつ、トークン型や分散型台帳技術といった技術を活用するかも含め、引き続き検討を進めることが適当ではないか。



- **ユーロシステムの中央銀行は、記録と関連する確認を含む決済業務を担う。**この主な理由としては、デジタルユーロの保有は、現在の銀行券と同様、**中央銀行の直接負債を保有することを意味するため**である。つまり、デジタルユーロはユーロシステムのバランスシートに記録され、ユーロシステムはその誤りについて責任を負う。その結果として、ユーロシステムは、**自らの負債に関する全ての決済を正しく記録・確認することができる必要がある**。
- ユーロシステムは、決済業務のために、**従来の技術、分散型台帳技術、または両者の組み合わせに依拠する**。…技術は機能性に従うべきである。



- **CBDCはリスクのない中央銀行の負債**であるため、現行の技術の示唆としては、**CBDCは中央銀行が運営するシステム上で移転**するだろう。
- リテール型・ホールセール型CBDCは、**基盤インフラ**の観点からは、**中央集権的な決済システムと分散型台帳技術のいずれでも決済処理される**。



- イングランド銀行は、「**コア台帳**」に記録される**デジタルポンドを発行**する。イングランド銀行は、**デジタルポンドに最低限必要な機能性を提供する台帳**（安全性が高く、高速で、強靱性のある技術プラットフォーム）を**構築・運営**する。
- 二者間における**デジタルポンドの支払は、イングランド銀行のコア台帳上の移転によって処理・決済**される。決済インターフェース提供者（PIP）は支払の開始に責任を負うが、**保有の移転と決済は中央銀行において行われる**。
- 本モデルは、**多くの技術的決定に依存しない**。例えば、イングランド銀行が運用する**コア台帳は、中央集権的に伝統的なデータベースとして運用されることも、分散型台帳技術を使うこともありうる**。

論点3：仲介機関の役割①

- 仲介機関は、利用者に基礎的な決済手段を提供する観点から、
 - ① 日本銀行との間において、発行・還収に関する業務、
 - ② 利用者との間において、流通に関する業務（例：取引の開廃手続・顧客管理、インターフェース提供、払出・移転・受入依頼への対応）を担うことが想定される。
- その際、一部の仲介機関は仲介業務の一部のみを担う場合も想定する必要があるのではないか。



- 監督された仲介機関は、**エンドユーザーと契約上のアカウント管理関係**を持ち、デジタルユーロを利用する**個人・店舗・企業と直接やりとり**を行う。
- 現在の銀行口座やサービスと同様、**デジタルユーロのアカウント／ウォレットの開設や関連する支払業務など、エンドユーザーと接する全ての役割を果たす**。KYC/AML確認を含めユーザー向けサービスの提供を行うとともに、**デジタルユーロの支払のための機器とインターフェースの提供**を行う。また、**デジタルユーロのアカウント／ウォレットへの払出・受入**に関連する業務も行う。



- 連邦準備制度は米国CBDCを発行・還収する一方、**米国CBDCの流通は連邦準備制度の口座保有に適格である仲介機関によって管理され、決済サービスは仲介機関や他の民間セクター参加者によって管理される**。【再掲】
- 仲介機関は、**オンボーディング、カスタマーサポートの提供、支払の管理**を行う。また、仲介機関は、**AML/CFTの義務を負い**、関係監督当局は当該義務の遵守を監視するだろう。



- 規制された民間事業者は、コア台帳にAPI経由で接続することができるだろう。民間事業者は、**顧客情報の取扱いを含め、ユーザーとのやりとりの全てを行う**とともに、**デジタルポンドを活用した革新的サービスを開発・提供**することができる。
- 民間事業者は、**エンドユーザーとの直接のやりとりについて責任を負う**。現在の銀行と同様、**顧客情報を保有する**。**デジタル・パススルー・ウォレット（支払サービスと関連製品を提供するインターフェース）を提供する**。
- 民間事業者は、エンドユーザーのデジタルポンド資金を保有することは決してないが、**ユーザーの本人確認情報を記録し、必要なKYC/AML確認を実行する責任を負う**。

論点3：仲介機関の役割②

- 仲介機関が、CBDCの利便性を向上させる観点から、追加サービス（例：家計簿サービス、条件付き決済サービス）を担うことも考えられるが、仲介機関に固有の業務とは言えず、民間の創意工夫を促す観点から、その他の民間事業者も参入できる方向で検討することが適当ではないか。



- デジタルユーロを流通させる**全ての監督された仲介機関は、エンドユーザーにコアサービスを提供する義務**がある。
- 監督された仲介機関は、**コアサービスの強化とUXの改善につながるオプションサービスを提供することができる**。オプションサービスの**提供は任意**である。①他の仲介機関の管理するアカウントへのアクセス（アカウント情報サービス）、②定期支払、③事前承認に基づく利用に応じた支払、④他の仲介機関の管理するアカウントからの支払開始（支払開始サービス）、といったオプションサービスがユーロシステムから支援されるだろう。
- **付加価値サービスの開発は、完全に市場に委ねられるだろう**。付加価値サービスは、DvP決済や個人間決済における割り勘といったサービスを通じて、**更にUXを高めうる**。
- **条件付き決済（≠プログラマブルマネー）とは、あらかじめ定義された条件が満たされた場合に自動的に指図される支払**のことを指す。条件付き決済は、オプションサービスと付加価値サービスの両方を含む幅広い概念である。…**監督された仲介機関は、条件付き決済のサービス開発に最も適した立場**にある。



- 連邦準備制度は米国CBDCを発行・還収する一方、米国CBDCの流通は連邦準備制度の口座保有に適格である仲介機関によって管理され、**決済サービスは仲介機関や他の民間セクター参加者によって管理**される。【再掲】



- **決済インターフェース提供者（PIP）は決済関連サービスを提供する一方、外部サービスインターフェース提供者（ESIP）は決済に関連しない付加価値サービス（例：ビジネス分析、予算ツール、不正監視）を提供する**。
- **決済インターフェース提供者（PIP）は外部インターフェース提供者（ESIP）の事業の運営を自動的に認められる**。
- **非金融機関が、決済インターフェース提供者（PIP）と外部サービスインターフェース提供者（ESIP）として、デジタルポンドのエコシステムに参画することは、選択肢とイノベーションに大きな利益をもたらす**。それは、デジタルポンド決済と非金融機関の業務を組み合わせる場合や、他の活動から得られた革新的な能力を活かす場合に生じる。

論点4：仲介機関の範囲と規制のあり方

- 仲介機関の範囲は、求められる業務内容を整理していく中で検討を進めていくことが適当ではないか。その際、現在決済サービスを提供している銀行やその他の事業者は仲介機関としての役割を担う主体と考えられるのではないか。
- 仲介機関への規制のあり方について、その業務を担うためにふさわしい要件はどのようなものであり、その要件が既存の業規制との関係においてどのように位置づけられるのか、といった観点も踏まえ、制度設計の具体化に併せて議論を進めてはどうか。



- ユーロシステムの考えでは、**決済サービス提供者（PSP）がデジタルユーロの流通に最も適した立場**にある。
- デジタルユーロのスキームへのアクセス要件は、決済サービス指令と関連法令に基づくべきである。ユーロシステムの提案としては、決済サービス指令で定められる**各種のタイプの決済サービス提供者（PSP）が、現在同指令において提供が許可されているサービスに則して、デジタルユーロに関するサービスを提供することが認められるべき**である。
- したがって、**信用機関（credit institutions）・電子マネー機関（electronic money institutions）・決済サービス機関（payment institutions）**が、デジタルユーロを流通させることができるだろう。



- 米国CBDCのシステムは、**決済サービス・カスタディ業務・流通を含む幅広いサービスについて、仲介機関に頼る可能性**がある。**決済規制に関する（州レベルではなく）連邦レベルの枠組は、こうした企業を監督するための明確な基盤を提供**するだろう。



- 決済インターフェース提供者（PIP）と外部サービスインターフェース提供者（ESIP）は、**システムの強靱性・運営の継続性・顧客の保護を確保するため、強固ではあるが比例的な規制を受ける**だろう。具体的な規制措置は今後関係機関による更なる作業が必要である。**規制措置は、①実施業務に基づくもの、②自機関と広範な金融システムへのリスクと比例的なもの、③技術の性質に依存しないもの、になる**だろう。

(参考) これまでの会議におけるご意見 (垂直的共存関係)

- 公的部門と民間部門の役割の分担を考える必要。
- CBDCについての民間との協調の具体例として、例えば、CBDCの流通に当たって利用者と中央銀行との間に民間の仲介機関が介在することや、条件付き決済サービス（お小遣いの支払い、自動車の名義変更時の支払いなど）等の付加サービスを民間が提供することが考えられるのではないか。
- 条件付き決済サービスについて言えば、既に民間のプラットフォーマーが提供しているものもあると承知しており、CBDCでしかできないとまでは言えないのではないか。
- 条件付き決済サービスについては、どうしてCBDCを利用することで効率的になるのか。民間サービスでも同じようなサービスが提供できるようにも思う。
- 条件付き決済サービスの利用に当たり、取引の安全性や安心を重視するような場合は、CBDCを利用するニーズが相対的に高い可能性があるほか、CBDCならではの用途の普遍性の高さは民間決済サービスに対する比較優位となり得るのではないか。
- 条件付き決済サービスとしては、政府から国民、あるいは国民から政府への支払もユースケースとして考えられるのではないか。
- CBDCを支払い指図などより広義の機能まで含めて捉える場合、中央銀行は民間事業者との協力によってCBDCの有用性を高めていくことになるのではないか。
- 基本的には台帳を管理するコアの部分をCBDCシステムと捉えたうえで、そこに様々な外部のシステムがAPIなどを通じて連携していくことが、民間との協調の1つの姿となるだろう。
- スウェーデンでは、民間決済サービスが広く個人間送金に利用されているため、個人間送金分野にCBDCの入る余地はないものと理解している。こうした点を踏まえれば、やはり先進国では民間との協調が重要となってくる。
- 条件付き決済サービス・スマートコントラクトについては、CBDCとは独立した議論であり、民間でも実現しうる話だと思う。CBDCならではの役割としてどのようなものがあるのかという点については、CBDCの具体像が明らかになっていく中で、あわせて考えていく必要がある。

參考資料

G7による「リテールCBDCに関する公共政策上の原則」

- 2021年10月、G7は「リテールCBDCに関する公共政策上の原則」を公表。リテールCBDCに関する考え方を、8項目の「基本的な課題」と、5項目の「機会」に整理。

【基本的な課題】

原則1. 通貨・金融システムの安定

あらゆるCBDCは、公共政策上の目的の達成を支え、中央銀行によるマンデートの遂行において障害にならないほか、通貨・金融システムの安定にも無害（do no harm）であるように設計されるべきである。

原則2. 法的・ガバナンスの枠組み

法の支配の遵守、健全な経済ガバナンス、適切な透明性という国際通貨金融システムに関するG7の価値観は、あらゆるCBDCの設計やオペレーションの指針となるべきである。

原則3. データプライバシー

厳格なプライバシー基準、ユーザーデータの保護に対する説明責任、情報の保護・利用方法に関する透明性は、あらゆるCBDCが信頼と信認を得るために不可欠である。各法域における法の支配は、こうした考慮事項を確立し、支えている。

原則4. オペレーショナル・レジリエンスとサイバーセキュリティ

信頼され、耐久性があり、変化に対応可能なデジタル決済を実現するため、あらゆるCBDCのエコシステムは、サイバーリスク、不正リスク、その他のオペレーショナル・リスクに対して安全かつ強靱でなくてはならない。

原則5. 競争

CBDCは、既存の決済手段と共存すべきであり、決済の選択肢と多様性を促進する、オープンかつ安全で、強靱性や透明性のある、競争的な環境で運営されるべきである。

原則6. 不正な金融

あらゆるCBDCは、犯罪を助長する利用の軽減にコミットするとともに、より速く、より多くの人々が利用可能で、安全かつ安価な決済に対するニーズを慎重に統合する必要がある。

原則7. 波及効果

CBDCは、他国の通貨主権や金融システムの安定を含む、国際通貨・金融システムを害するリスクを回避するように設計されるべきである。

原則8. エネルギーと環境

あらゆるCBDCのインフラにおけるエネルギーの利用は、国際社会で共有されたネットゼロ経済への移行に向けたコミットメントを支えるために、可能な限り効率的であるべきである。

【機会】

原則9. デジタル経済とイノベーション

CBDCは、デジタル経済において責任あるイノベーションを支え、触媒となり、既存および将来の決済ソリューションの相互運用性を確保すべきである。

原則10. 金融包摂

当局は、CBDCが金融包摂に貢献する役割について検討すべきである。CBDCは、現金が果たし続ける重要な役割も補完しつつ、既存の金融システムから排除されている、もしくは既存の金融システムが十分に行き届いていない層による、決済サービスへのアクセスを妨げてはならないほか、可能な限り改善すべきである。

原則11. 公共部門と間の決済

あらゆるCBDCは、公的当局と人々の間の決済を支えるために利用される場合、通常時および危機時ともに、速く、安価で、透明性や包摂性があり、安全なかたちで用いられるべきである。

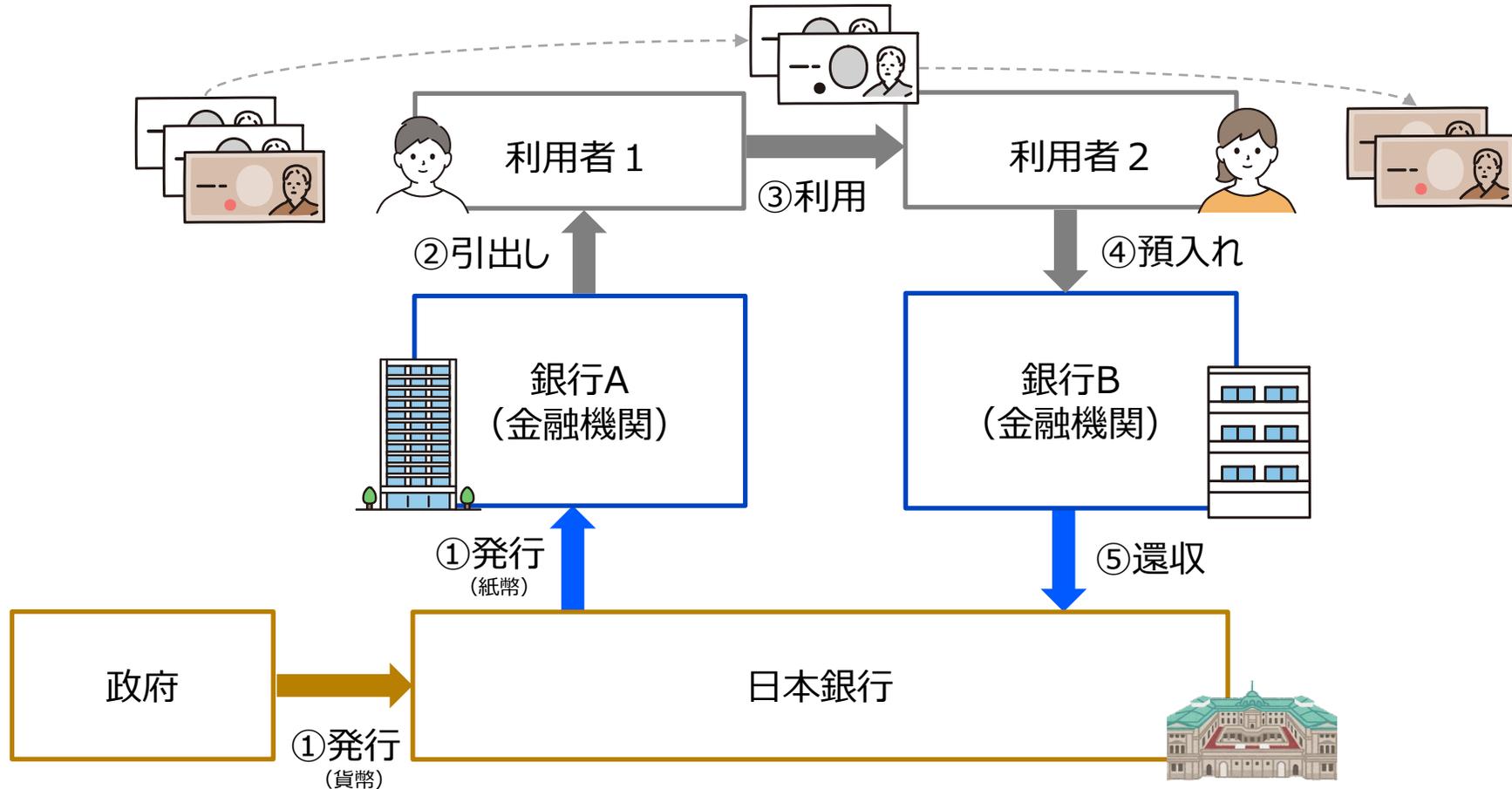
原則12. クロスボーダー機能

CBDCの発行を検討する法域は、中央銀行やその他の組織がCBDCの設計の国際的な側面に関する検討にオープンかつ協調的に取り組むこと等により、CBDCがクロスボーダー送金をどのように改善しうるかを検討すべきである。

原則13. 国際開発

国際開発援助の提供のために活用されるあらゆるCBDCは、CBDCの設計上の特性について十分な透明性を提供しつつ、発行国および受取国の主要な公共政策目的を保護するべきである。

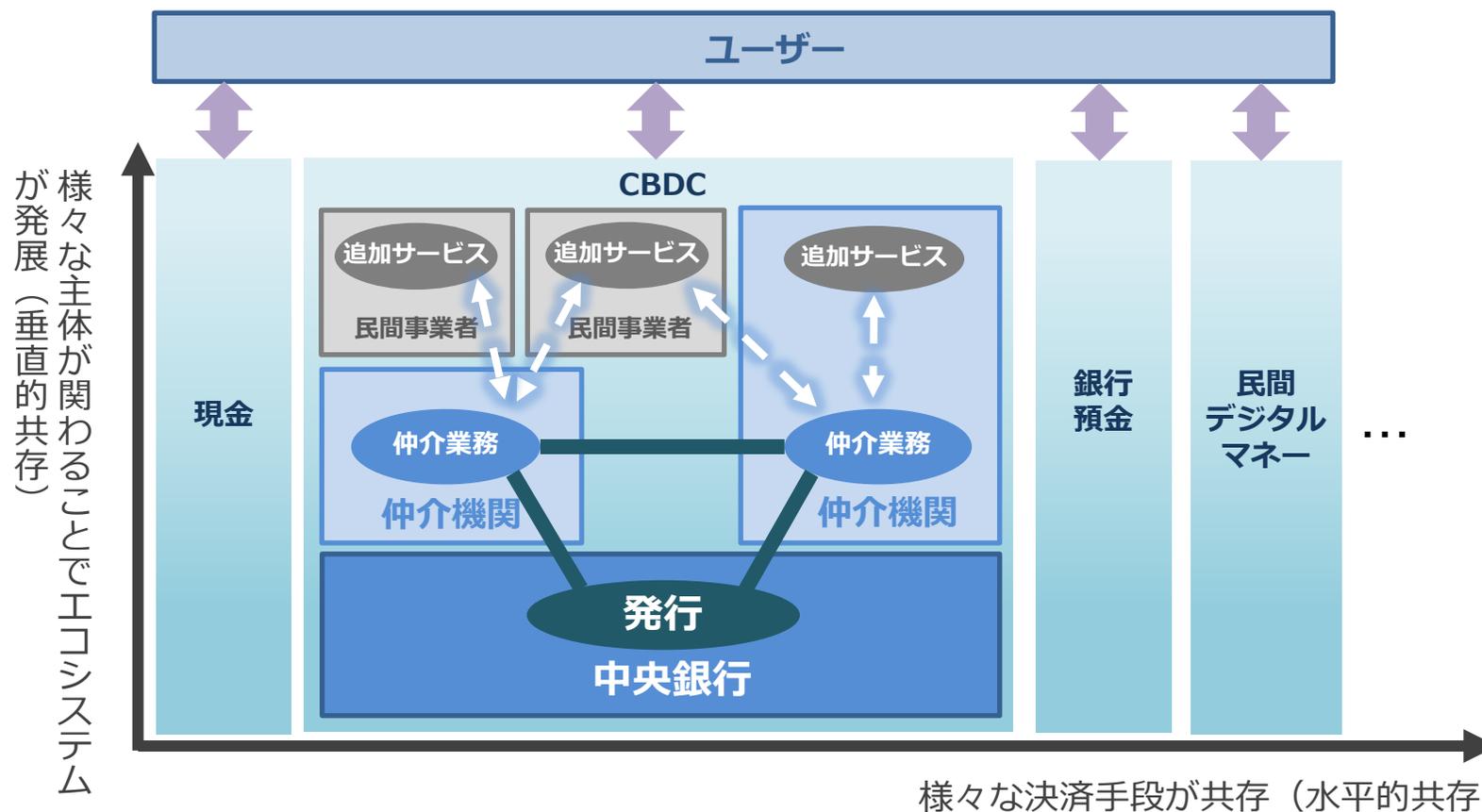
- 通貨は、日本銀行がこれを銀行に対して支払う（①）ことにより流通が開始し、日本銀行がこれを銀行から受入れる（⑤）ことにより流通が終了する。



- 情報通信技術の急速な進歩を背景に、内外の様々な領域でデジタル化が進んでいる。技術革新のスピードの速さなどを踏まえると、**今後、CBDCに対する社会のニーズが急激に高まる可能性**もある。
- **現時点でCBDCを発行する計画はない**が、決済システム全体の安定性と効率性を確保する観点から、今後の様々な環境変化に的確に対応できるよう、**しっかり準備しておくことが重要**。
- このため、内外関係者と連携しながら、**実証実験と制度設計面の検討を進めていく**。
- **デジタル社会にふさわしい決済システムのあり方**について、幅広い関係者とともに考えていく必要。CBDCは、現金と並ぶ決済手段としての役割に加え、民間の事業者が、イノベーションを発揮して様々な決済サービスを新たに提供する基盤となり得る。
- **現金**に対する需要がある限り、日本銀行は、今後も責任をもって供給を続けていく。

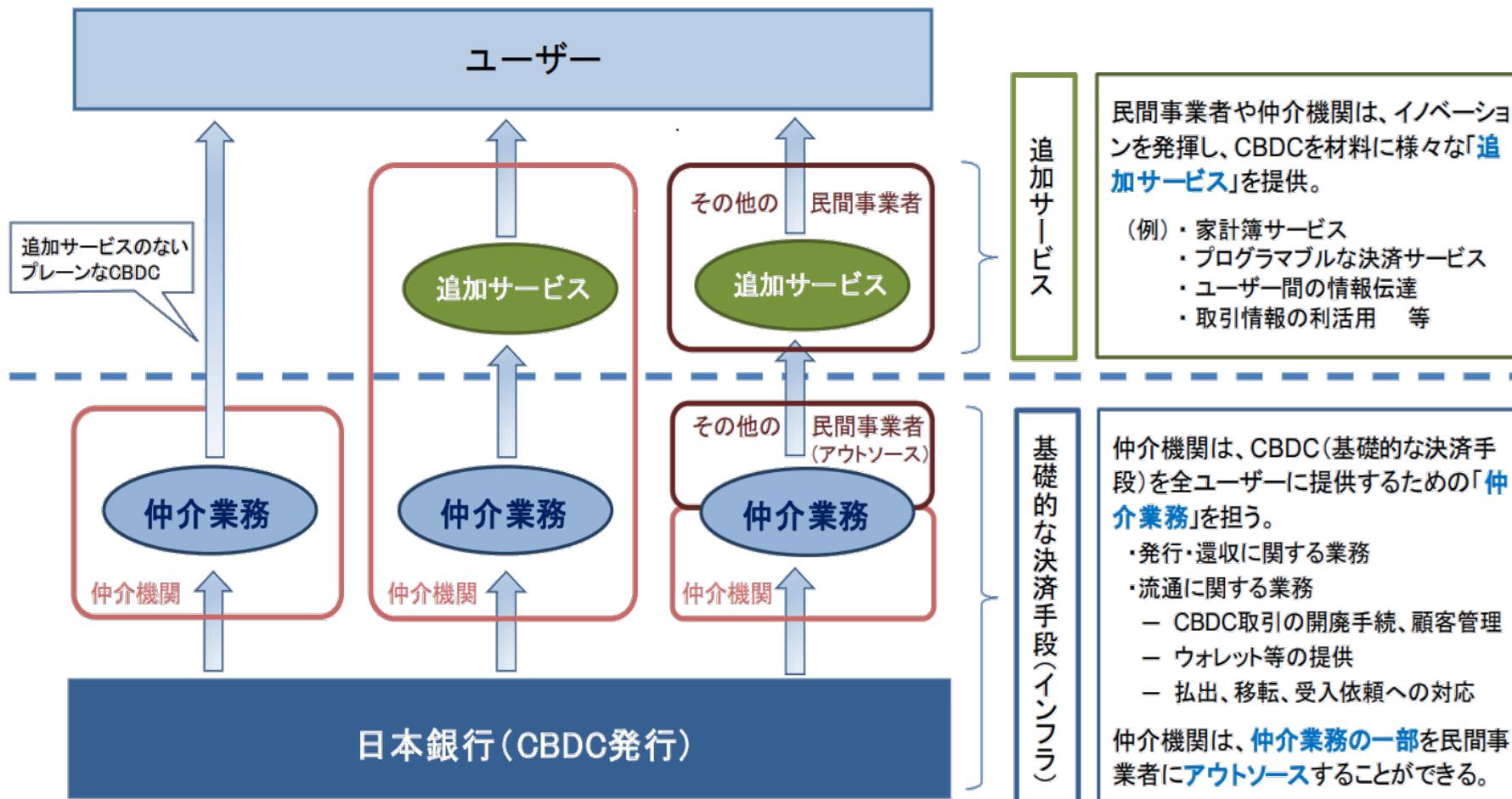
2. 連絡協議会「中間整理」（2022年5月）：主なポイント

- 多くの中央銀行は、中央銀行がCBDCを発行し、民間部門がユーザーにCBDCを届ける「仲介機関」の役割を担う構造（**間接型の発行形態**）が適切と考えている。
- CBDCの導入を検討する際には、**水平的な共存**（**様々な決済手段**が機能に応じて役割分担）とともに、**垂直的な共存**（**様々な主体**が関わることでCBDCシステムが発展）の実現を目指すことが必要。



「基礎的な決済手段」と「追加サービス」

- CBDCシステムは、①基礎的な決済手段を等しく提供する「**非競争領域**」としてのインフラ部分と、②個別のユーザーニーズに応じた「追加サービス」を提供する「**競争領域**」に分けられる



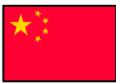


欧州委員会によるデジタルユーロ規則案の概要

- 2023年6月28日、欧州委員会（EC）は、“**単一通貨パッケージ（single currency package）**”として、個人や企業によるユーロ紙幣・貨幣の利用可能性の確保と、**新たなデジタル形態のユーロの枠組みの策定**を目的に、以下の規則案の文書を公表。
 - ① **デジタルユーロ創設に関する規則案**
 - ② ユーロ紙幣・貨幣の法貨（legal tender）に関する規則案
- 提案では、目的説明のほか、デジタルユーロの具体的規律の案を提示（なお、技術面には触れていない）。また、その前文では、「よく設計され適切なセーフガードのあるデジタルユーロの長期的な利益はコストを上回る」と説明。
- 今後、規則案の成立には、**欧州議会とEU理事会**（加盟国閣僚級の会議）による承認が必要。その上で、現在の規則案においては、**デジタルユーロ発行の是非とその時期を「ECBが決定する」とされており、仮に規則案が成立した場合も、「デジタルユーロ発行の正式な決定」は別途必要。**

「デジタルユーロ創設に関する規則案」の提案概要

1. **目的説明** 法定通貨としての地位を有する中央銀行マネーが、引き続き広く一般に利用可能であることを確保するとともに、最先端かつコスト効率的な決済手段を提供し、デジタル決済における高水準のプライバシーを確保し、金融安定性を維持し、アクセシビリティと金融包摂を促進する。
2. **主な規律内容**
 - 1) **法定通貨**：デジタルユーロは法定通貨としての地位が与えられ、受取人は受入を強制される（零細企業の場合、合理的理由等がある場合、純粋な個人的活動を行う場合、両者の合意がある場合は例外）。
 - 2) **決済サービス**：EUで認可された決済サービス提供者は、デジタルユーロに関する決済サービスを提供することができる。利用者は、デジタルユーロの決済口座を1つ又は複数保有することができる。
 - 3) **利用制限**：ECBは、保有制限を含む、価値貯蔵としての利用を制限する手段を開発しなければならない。デジタルユーロに利息は付与してはならない。
 - 4) **機能面**：デジタルユーロは、発行当初から、オンライン・オフラインの両方で利用できなければならない。
 - 5) **プライバシーとデータ保護**：ECB・各国中央銀行は、デジタルユーロの利用者を特定できないようにするため、個人データの処理に関して、最先端のセキュリティとプライバシー保護措置を活用しなければならない。



中国・デジタル人民元の概要

- 中国人民銀行は、2019年にリテール型CBDC「デジタル人民元」のパイロット実験を開始し、実験区域は2022年末時点で17省26都市まで拡大。今後の具体的なスケジュールについては明らかにしていない。
- デジタル人民元の設計面について詳細は明らかとなっていないが、中国人民銀行は2021年に公表した報告書において、設計の概要説明を記載。

これまでの経緯

- 2014 中国人民銀行（PBoC）は、CBDCに関する研究を開始。
- 2019 PBoCは、深圳などで**デジタル人民元パイロット実験を開始**。以後、**17省26地域に拡大**（2022年末時点）。
- 2021/7 PBoCは、デジタル人民元の研究開発に関する報告書を公表。
- 2023/1 PBoCは、デジタル人民元流通残高を初めて公表（2022年末時点において、デジタル人民元流通高は約136億元、現金流通高全体の約0.13%）。

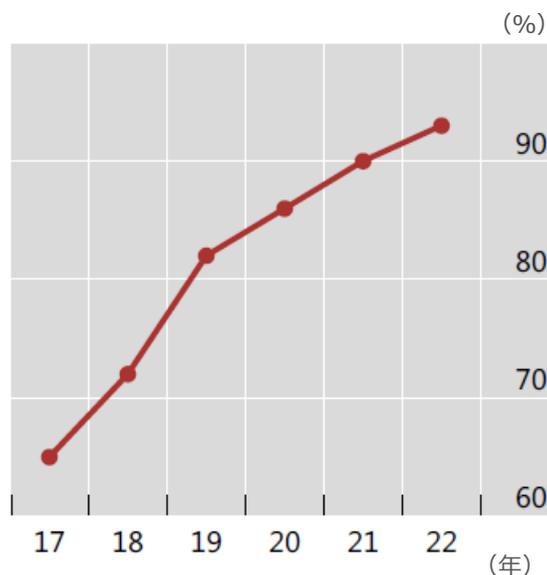
デジタル人民元の設計概要（出所：2021年報告書「Progress of Research & Development of E-CNY in China」）

- 中央銀行は、仲介機関に対してデジタル通貨を発行し、**仲介機関は利用者に向けた交換と流通を担う、二層構造**。
- デジタル人民元は、物理形態の人民元と同様に扱われ、**付利は行われ**ない。
- 利用者のウォレットは、**スマートフォン上のモバイルアプリ等で提供される「ソフトウェアウォレット」と、ICカード・携帯電話・ウェアラブル端末等に搭載されたセキュリティチップで提供される「ハードウェアウォレット」**が存在。
- PBoCは、様々な側面を勘案し規則を作成。**仲介機関は**、基本的な機能を提供するとともに、**関係事業者と協力し、様々な商品を追加的に開発**。
- 「管理された匿名性（managed anonymity）」により、プライバシーの確保と不正・犯罪対策のバランスを考慮。**本人確認の度合いに応じ、保有限度額・取引限度額が異なる**。

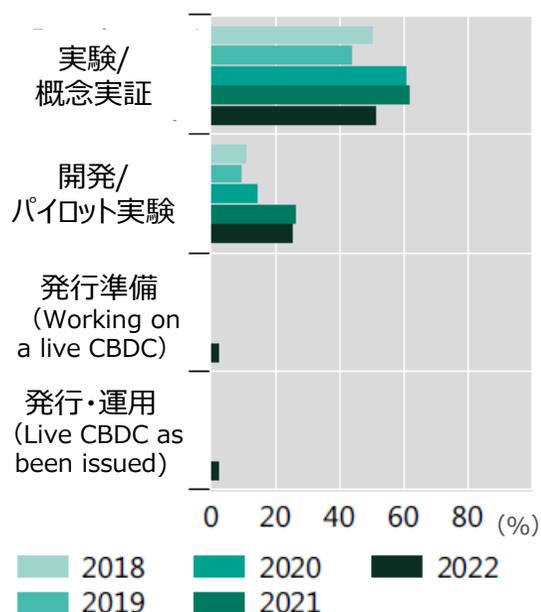
諸外国におけるCBDCの検討状況

- 国際決済銀行（BIS）の各国の中央銀行に対する調査では、CBDCに何らかの形で取り組んでいると回答している国は一貫して増加。2022年時点では、約50%が「実験/概念実証」、約25%が「開発/パイロット実験」に取り組んでいると回答している。
- 2022年時点における、各国中央銀行のリテール型CBDCの中期的な（～6年）発行見通しは、「発行しそうである」が約20%、「発行し得る」が約40%、「発行の見込みはない・薄い」が約40%となっている。

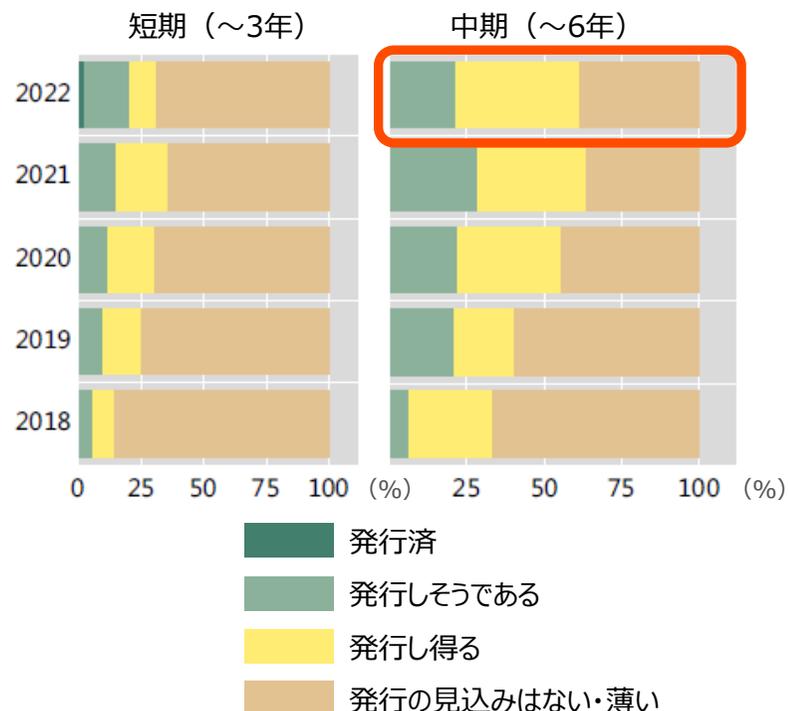
CBDCに取り組む国の割合



調査に加えて行っている取り組み



リテール型CBDC発行の蓋然性

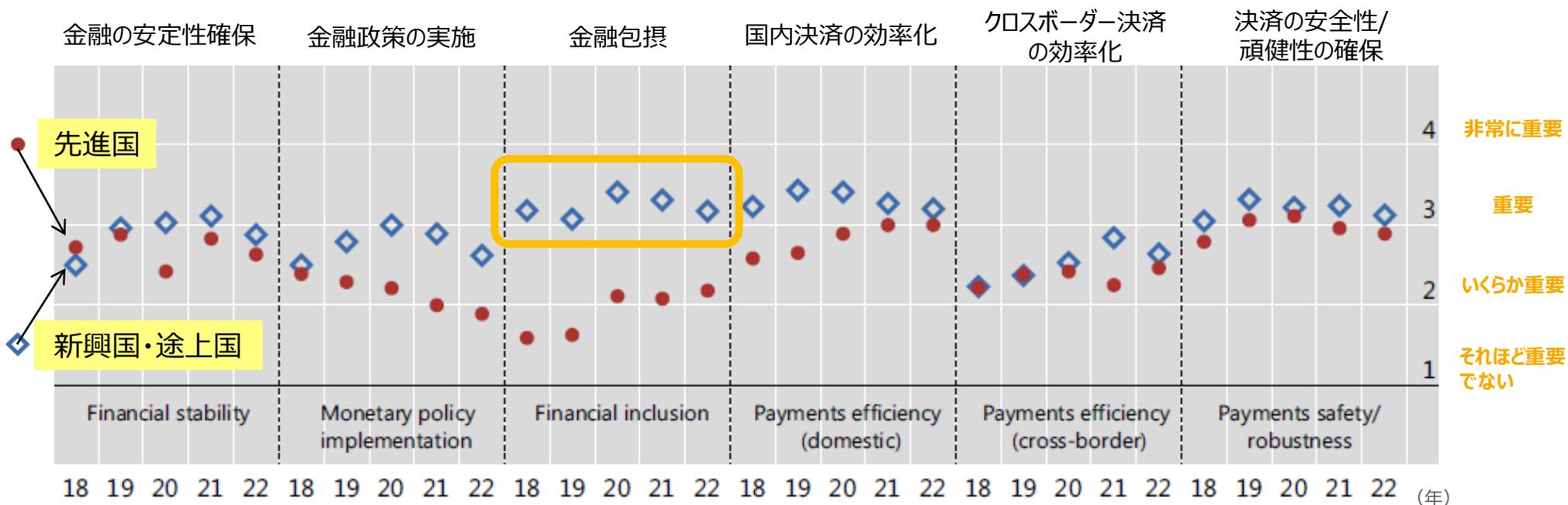


諸外国におけるリテール型CBDC発行の動機

○ BISの調査では、新興国・途上国は先進国と比べてリテール型CBDC発行の検討動機が強く、とりわけ「金融包摂」を重視する傾向にある。

先進国および新興国・途上国におけるリテール型CBDC発行の検討動機

BISによる各国中央銀行宛のアンケート調査。縦軸の値は、リテール型CBDC発行の検討動機としての各観点の重要度を「4：非常に重要」「3：重要」「2：いくらか重要」「1：それほど重要でない」の中から選択させ、先進国および新興国・途上国に区分して求めた平均値。



(出所) BIS「Making headway - Results of the 2022 BIS survey on central bank digital currencies and crypto」